

あおぞら便り

発行 あおぞら税理士法人 編集 鈴木 裕之
〒963-0101 福島県郡山市安積町日出山三丁目71番地
TEL 024-944-3644 FAX 024-943-5711
HP URL <https://tax-aozora.com>

熱中症がもっとも心配な季節になりました。皆様、お気をつけください。
掲載内容に関してご不明点等があれば、お気軽に当法人までお問い合わせください。



児童手当と扶養控除

6月13日に閣議決定された「こども未来戦略方針」には、2030年(令和12年)に向けた具体的な施策が掲げられています。ここに記載されている児童手当の拡充と扶養控除について確認します。

児童手当の拡充

今後3年間の集中的な取組として掲げられた「加速化プラン」の具体的な施策として、児童手当の拡充があります。現在との比較を表にすると、次のとおりです。

【児童手当】

(単位:万円、月額)

		現在	拡充案
0~2歳	第1、2子	1.5	1.5
	第3子以降		3
3歳~ 小学生	第1、2子	1	1
	第3子以降	1.5	3
中学生	第1、2子	1	1
	第3子以降		3
高校生	第1、2子	-	1
	第3子以降		3
所得制限		あり	なし

...拡充される部分

() 18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者

現在、主たる生計者の年収が一定額以上になると、支給額が減額または支給対象外となる所得制限について、これを撤廃して全員に減額なく給付することとし、支給期間について上表のとおり高校生まで延長する拡充案が示されています。

また、子が3人以上の世帯への経済的支援として、第3子以降の児童手当を3万円へ増額する案も掲げられています。

扶養控除との関係

この支給期間の延長に対して、次の一文が脚注に記載されています。

その際、中学生までの取扱いとのバランス等を踏まえ、高校生の扶養控除との関係をどう考えるか整理する

これは、こども手当(現在の児童手当)の創設に伴い、年少扶養親族(0~15歳)に対する扶養控除が平成22年度税制改正で廃止されたことを思い起こさせます。また、高校の実質無償化に伴い、16~18歳までの特定扶養控除の上乗せ部分が廃止されたのも同時期です。

これらが廃止されたことで一定の子育て世帯の負担増が問題視されていますが、同等の見直しが検討されようとしています。

【扶養親族(現在)】

(単位:万円)

扶養親族の年齢 (その年の12月31日 現在の年齢)	控除額	
	所得税	住民税
0~15歳	-	-
16~18歳	38	33
19~22歳	63	45
23~69歳	38	33
70歳以上	48(58)	38(45)

(内)は同居老親等の場合の控除額

児童手当の拡充は、令和6年度中の実施が検討されるようですので、令和6年度税制改正で扶養控除が見直される可能性があります。

参考: 内閣府 HP「こども未来戦略方針(令和5年6月13日)」<https://www.kantei.go.jp/jp/content/000129800.pdf> 他

お仕事カレンダー

8月10日(木)	源泉所得税・復興特別所得税・住民税特別徴収分の納期限(7月分)
8月31日(木)	6月決算法人の申告・納税、12月決算法人の予定納税申告・納付期限 (前事業年度の法人税額が20万超、直前の課税期間の消費税年税額が48万超400万以下) 3月・9月・12月決算法人の消費税予定納税申告・納付期限 (直前の課税期間の消費税年税額が400万円超4,800万円以下) 健康保険・厚生年金保険料の支払期限(7月分)



敷地内に放置された自動車、どうしたらよい？

所有地内に見知らぬ車が放置されていたら……。対処方法をQ&A形式で確認します。



Q.

数日前から、会社の駐車場に所有者不明の自動車が停められています。気味が悪いですし、駐車場も使えず困っています。

どうしたらよいでしょうか？

まず、ご自身の判断で放置車両を移動・撤去することはお止めください。車両所有者から損害賠償請求を受けるリスクが生じます。

対処するための手続きをご案内します。

まずは張り紙と警察への相談

まず張り紙等の方法で、所有者に任意の移動・撤去を求めます。

他方で、盗難車である可能性もありますので、警察へ相談し、盗難車としての登録がないか確認してもらいましょう。盗難車であることが判明した場合、対応は警察に任せることとなります（多くの場合、警察署にレッカー移動され、撤去されます）。

所有者を調べ、撤去を促す

盗難車としての登録がなかった場合は、運輸支局への照会や弁護士照会により所有者を調査し、判明した所有者に対し、車両撤去を求めることとなります。

協議によっても撤去されない場合には、車両所有者に対して、土地明渡請求と賃料相当額の損害賠償請求を提起するこ

とになります。相手方の所在が分からなければ公示送達等を活用することも考えられます。

それでも撤去されなければ

勝訴した後、それでもなお、車両の移動・撤去が行われない場合には、強制執行手続を申し立てます。その一つの方法として、当該車両を競売にかけ、上述の「損害賠償金」を回収する方法が考えられます。この競売で当該車両を第三者に落札してもらうか、自身が落札するかの方法により、車両の所有権を移転し、撤去することになります。

車両が無価値の場合、競売は実施できないため、不動産明渡執行により車両を撤去することになります。この場合、車両の廃棄は申立人自身が行わなければならない。

所有者が分からない場合は？

所有者が判明しない場合は、無主物の取得（民法第239条）により、当該車両をご自身で取得したものとした上で、撤去・廃棄する方法があります。

以上が大まかな流れとなります。

放置車両の移動・撤去には、多大な時間や費用の負担が生じることがあります。そのため、日頃から放置されないようにしておくことが大切です。防犯カメラやフェンスを設置する、敷地内をこまめに清掃するなど、適切な管理を継続することが、一番の対策になります。

お 仕 事 備 忘 録



- 1. 個人事業者の税金の納付...**8月は、個人事業者の前年所得に係る税金の納付時期です。納税する方は資金繰り等を考慮して、納付もれがないように気をつけましょう。また、口座振替の手続きをされている方は、必ず振替日を確認し、必要な残高があるように資金繰りの調整をしましょう。
例 ・個人事業税（第1期分）
・個人都道府県民税・市町村民税（第2期分）
- 2. 随時改定の反映（4月昇給の場合）...**随時改定により、7月から新たに改定された社会保険料を翌月控除する場合、8月給から控除することとなります。
- 3. 賞与と所得税の納付...**7月に賞与を支給した事業所においては、今月の源泉徴収所得税の納付の際に賞与の所得税も納付することを忘れないようにしましょう。
- 4. 熱中症対策...**引き続き熱中症対策が重要になります。具体的な対策については、厚生労働省等からリーフレットが発行されていますので、これらを参考に対策を行いましょう。

(出典: MyKomon)



～お知らせ～

誠に勝手ながら **8月11日(金)**から**8月15日(火)**まで夏季休業とさせていただきます。ご理解の程よろしくお願い致します。

